

平成29年4月19日（水曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成29年 美里町議会全員協議会

平成29年4月19日（水曜日）

出席議員（15名）

1番	千葉一男君	2番	福田淑子君
3番	藤田洋一君	4番	柳田政喜君
6番	櫻井功紀君	7番	大橋昭太郎君
8番	我妻薫君	9番	鈴木宏通君
10番	橋本四郎君	11番	吉田二郎君
12番	山岸三男君	13番	佐野善弘君
14番	前原吉宏君	15番	平吹俊雄君
16番	吉田真悦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	佐々木守君
総務課課長補佐	日野剛君
町民生活課長	後藤康博君
町民生活課課長補佐	相澤環君
教育長	佐々木賢治君
教育次長兼教育総務課長	須田政好君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君

議事日程

平成29年4月19日（水曜日） 午後1時25分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項

- 1) 平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れについて
- 2) 小牛田中学校における器物損傷について

第4 その他

第5 閉 会

午後1時25分 開会

○事務局長（吉田 泉君） では、お疲れさまでございます。ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 皆様、こんにちは。大分桜のほうももう満開ということですが、春本番の季節に入ったなというような状況でございます。本当に、アメリカのウィノナ市からも表敬訪問ありまして、恐らく桜のほうも若干見られて帰られたのかなというふうに思っていますけれども、非常に来られた皆様、満開の桜を見たいというような話が多々あったわけでございますけれども、何とか見に行ったのかなというふうに思っているところでございます。

本日、全員協議会、2点ほどの町長からの協議事項あるわけでありまして、あと、この協議事項終了してから、ちょっときょうは多々皆さんに連絡事項がありますので、最後までひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議員全員出席でありますので、全員協議会を開催いたします。

まず最初に町長より挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 皆様、大変御苦労さまでございます。

先ほど議長からもお話ありましたが、ウィノナの関係、また名誉町民の齋田徹郎様の合同葬ということでございました。議員の皆様には大変感謝を申し上げます。

本日は、議長のお取り計らいによりまして、議会全員協議会を開催していただき厚く御礼を申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れについて、2点目は小牛田中学校における器物損傷についてであります。

初めに、1点目の平成28年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れについて御説明申し上げます。

国民健康保険の財源は、保険税及び定率の国庫負担金のほか、市町村間の財政力の不均衡を調整するために設けられた調整交付金で賄っております。調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金に大別されており、毎年2月中旬に宮城県を經由して交付申請書及び事業実績報告書を厚生労働大臣に提出しております。平成28年度の調整交付金につきましては、平成29年2月17日付で申請書類等を提出いたしましたが、その際、特別調整交付金の申請書類の一部を

誤って提出しなかったことから、特別調整交付金 1 億 1,494 万 2,000 円の交付を受けることができませんでした。本日は、その経緯について御説明申し上げるものでございます。このような事態を招いてしまって、大変申しわけございませんでした。詳細につきましては、町民生活課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2 点目の小牛田中学校における器物損傷について御説明申し上げます。

平成 29 年 4 月 12 日水曜日の午後 4 時 15 分ごろ、1 階の廊下で異臭に気づいた小牛田中学校の教員が校舎内の見回りを行ったところ、1 階東側の女子トイレで焼け焦げたトイレトーパーを発見いたしました。さらに、校舎内を確認したところ、2 階西側の女子トイレでもトイレトーパーが燃えた跡を発見したものであります。本日は、当時の状況及びその後の対応などについて教育委員会から御説明申し上げるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田眞悦君） それでは、本日の協議事項 1 点目、平成 28 年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れについてに入ります。それでは、日野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（日野 剛君） それでは、1 点目の説明員を御紹介いたします。

町民生活課長、後藤康博です。

○町民生活課長（後藤康博君） よろしくお願ひします。

○総務課課長補佐（日野 剛君） 町民生活課課長補佐、相澤 環です。

○町民生活課課長補佐（相澤 環君） よろしくお願ひいたします。

○総務課課長補佐（日野 剛君） 以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田眞悦君） それでは、説明を。町民生活課課長。

○町民生活課長（後藤康博君） それでは、お手元に配付いたしました A 4 の用紙 1 枚につきまして御説明申し上げます。

平成 28 年度国民健康保険特別調整交付金のうち東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援に係る交付申請漏れについてでございます。

国民健康保険事業の財政につきましては、定率の国庫負担金のほかには、保険税をその財源として賄うのが原則というふうになってございます。しかし、市町村の産業構造、住民の所得、家族構成等による差異、違いによりまして、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在しております。調整交付金は、このような定率の国庫負担金のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するために設けられた制度でございます。この調整

交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金に大別されます。

まず、普通調整交付金は、市町村の国保財政の収入及び支出のそれぞれにつき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）で定める一定の方法によってその額を測定し、その結果、収入額が不足する市町村に対して、その不足額を交付されるものでございます。

一方、特別調整交付金は、画一的な測定方法によって措置できない特別の事情がある場合、例えば災害等により保険税の減免処置をとったことによる収入欠陥や市町村の個々の特殊事情による財政面の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

国民健康保険調整交付金の申請書並びに事業実績報告書は、例年2月中旬に宮城県を經由して厚生労働大臣に提出しております。平成28年度の調整交付金につきましても、平成29年2月17日付で提出しましたが、調整交付金算定省令第6条第12号に規定する特別調整交付金の交付要件であります、その他特別の事業がある場合の「東日本大震災による財政負担増があること」に当町が該当するにもかかわらず、特別調整交付金算出基礎表、内容は東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援ということでございます、この基礎表を誤って提出しなかったことによりまして、特別調整交付金1億1,494万2,000円の交付を受けられなくなりました。

大変申しわけございません。おわび申し上げます。

今回このような事態を招いたのは、報告書等を提出する際の担当者の不注意及び担当者以外の者の確認が不十分だったことによるものでございます。今後は、複数の職員による内容の把握及び申請書類のチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、平成28年度で交付を受けられなくなりました特別調整交付金につきましては、平成29年度の特別調整交付金の交付基準等にのっとりまして、交付を受けられるよう手続を進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） 以上でいいですね。（「はい」の声あり）ただいま1点目の国民健康保険の特別調整交付金に係る申請漏れということで説明をいただきました。この件につきまして、何か皆さんから。山岸三男議員。

○12番（山岸三男君） 何点かお尋ねいたします。

まず最初に、この特別調整交付金算出基礎表、これを誤って提出しなかったということなんですけれども、この誤ったとき、県を通じて提出するときに、県のほうからはこの美里町の基

礎表が入っていないとか、そういう御指摘がなかったのかどうかということが一つです。それから……

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員、1点ずつ。

○12番（山岸三男君） 一つですね。はい、じゃあそれまず質問します。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 平成29年の2月17日付で、県経由で国のほうに提出してございます。その前に県のほうのヒアリングがございまして、その際にはそのような御指摘はなかったです。それで、実は3月の8日の日に、県のほうで最終的に提出書類をチェックした段階で、美里町から当該申請用紙が提出してなかったというふうなことが判明したと、そういうふうな経緯でございます。（「いいですか」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 今の説明ですと、県のほうからは3月8日に、県のヒアリングを最初に受けて、そしてその後の3月8日に基礎表が入っていないくて指摘があったということですよね。（「はい」の声あり）本町が誤ってこの基礎表を提出しなかったことはもちろんミスではあるんですけども、県のほうでもそのチェックが余りにもずさんじゃないかって、私今聞いて思うんですけども、その辺はどうなんですかね。（「じゃあお答えします」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課課長補佐。

○町民生活課課長補佐（相澤 環君） 相澤です。

○議長（吉田眞悦君） 大きい声でね。

○町民生活課課長補佐（相澤 環君） はい。必ず提出するものと、それから市町村によって交付要件に該当するから提出するものというのに分かれています。それで、県のほうでは必ず提出するものについてはチェックをしますけれども、該当要件に当たるか当たらないかは市町村の判断というか、やっていってその該当になるかならないかというのについてはそれぞれの市町村になりますので、そこまで全部該当するかしないかということを、申請する段階では見つけかねますということなんですね。

○議長（吉田眞悦君） 県の答えはそうだということだね。

○町民生活課課長補佐（相澤 環君） はい。あくまでも市町村側に出す出さないっていう責任があるということで、チェックは、ヒアリングは受けるんですけども、そういうお話がありました。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 随分不親切なものだなんて私今感じていますけれどもね、またもう一つ別の質問させていただきますね。

○議長（吉田眞悦君） 2点目。

○12番（山岸三男君） 1億1,494万2,000円という金額が平成28年度分は交付されないということとで決まりましたよね。（「はい」の声あり）そうすると、これだけの大きい金額が交付されないということは、今後の町のこの金額の相当分はどういう対応をされるのか、何で賄うのか、どうするのかその辺を説明してください。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課課長補佐。

○町民生活課課長補佐（相澤 環君） では、座って説明させていただきます。

平成28年度の予算で3月補正を出させていただきましたけれども、毎年なんです、調整交付金につきましては、普通調整交付金というのが必ず毎年度歳入として入ってくるものですのでそれは計上するんですけれども、特別調整交付金につきましては、特段幾らというふうに入ってくるというのが最終的までわからないものですから、それは歳入の中には見込んでおりません。

それで、決算の段階、今はまだ見込みなんですけれども、例えば今回の東日本大震災の関係の1億1,494万2,000円の分が、例えば今回は入らなくなってしまったんですけれども、それが入らないとしても、平成28年度の歳入歳出での欠陥というふうにはならない見込みです。

○議長（吉田眞悦君） 相澤町長。

○町長（相澤清一君） 私から説明申し上げます。

山岸議員が言っているのは、多分この1億1,000万円、あとどうなるんだということだと思います。それで、私がこれを知ったわけでございますけれども、知ってすぐ中央に、国会議員の先生を通じて課長と一緒にお願いにあがりました。そういうふうな間違いがあったけれども何とかしてほしいと、そういうようなお話にあがりまして、それでたしか3月14日だと思いますけれども、そのときに行ってお話しされたのは、もう国では交付の手続をしていると。今年度はどうしてもそういうふうなこれから再配分するということはありませんとはっきりと言われました。そうした中で、国会議員の先生なんかをお願いして、そしてこの厚生労働省の保険局という、その担当の方々と連絡をとっていただいて、その人と直接お会いをして、本年度はどうしてもそういうような状況にありませんから交付できませんけれども、来年度においてその穴埋めはしたいと、そういうようなことで言われて、そういうようなはっきりと確約で、書類とったわけでもございませぬので、ただ保険局では来年度は必ずそういうような形でこの穴埋

めをしたいということで、平成29年度分でそれが入る、そういうような形になろうかと思えます。

それで今年度は、例えば特別調整交付金、平成28年度は入りませんが、平成29年度分は、ですから2年間分、もしそういうふうにしてしっかりと平成29年度分が申請を受けてそれが合えば、平成28年度分、平成29年度分一緒に2年間分入る、そういうふうなことになるかと思っております。ですから、そういう意味では、非常に多大な皆様に御迷惑をおかけしますが、1億1,000万円以上のそのお金は平成29年度分に平成28年度分も入ってくると、そのような形になると思います。

○議長（吉田眞悦君） 時期はずれるけれども、後で入るという話を受けてきたということです。
山岸議員。

○12番（山岸三男君） 町長から今、説明受けたから、ちょっと安心した気持ちは持ちますけれども、ただ最初の課長補佐さんの説明だけでも、交付金というのはどうしても年度の終わりにならないと、たとえ金額を提示しても100%の交付というのは余りないんだと、8割であったり、7割しか来ないということもあるんだということで、町長は期待をかけて2年分交付されるだろうというお話を受けてきたということなんですけれども、これも正直言って、私たち今までの議会の話の中でもこれは不特定な部分があるんだろうなと思いますけれども、非常に大きい金額なんでね。直接、町の財政に対しては大きなデメリットは余りないという判断でよろしいんですね。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 大変大きな金額でございますので、全く財政的な影響がないというふうなことは言いかねます。ただ当初、特別調整交付金というのは歳入として計上しておりませんでしたので、言い方はおかしいですけれども、この分が来なくても何とか、国保財政は何とか何とかやっていけるような状況でございます。ただ、金額的にはかなり大きいので、財政には相当負担はございますというふうなことは認識しております。（「わかりました」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。千葉一男議員。

○1番（千葉一男君） 今の説明の中で、普通交付税は当初予算の歳入に計算しますという、（「普通調整交付金ね」の声あり）普通交付金ね。特別調整交付金は当初予算には歳入としては計画に載せませんと、今回のね。これは一般にそういうルールなんですか、特別交付金というのはもう歳入には載せないというのは。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） そういうふうな仕組み、ルールというふうなことではございません。当初でどれぐらい歳入として入ってくるかというのを、その金額を見込めない状況でございます。あくまでも申請して実績報告を出して初めて認められるというふうな交付金ですので、先ほども説明したとおり、当初では全くその分は歳入として見込んでおりません。

○議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

○1 番（千葉一男君） 質問が悪いのかもしれない。要するに、特別調整交付金というのは金額が未確定なものですから、当初予算には入れていませんというふうに受けとめました。したがって、特別調整交付金というのは、全て当初予算には未確定だから出ないというのがルールですかというお尋ねです。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 美里町では、他の市町村の状況は把握していませんけれども、美里町では当初ではそのような予算措置をしてございます。

○議長（吉田眞悦君） 千葉議員。

○1 番（千葉一男君） 金額が未確定だから入れないというのはよくわかるんですね。けれども、確実性、確実としてこれぐらいまでは入れるよという方法もあるんだろうというふうにとります。そういう意味で、こういう特別調整交付金というのは、こういう場合はいずれも入れないんですかということを知っているんです。今回は入れませんというのではなくて、常にこれは入れません、不確定ですからと、こういうことでどちらですか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 今までずっと例年、特別調整交付金の歳入の金額は見込んでおりません。平成28年度のみ見込んでいないというのではなくて、毎年その分は見込んでおりません。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。（「まあいいやな」の声あり）柳田議員。

○4 番（柳田政喜君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回こういうことがあったというのはあってはならないことだと思いますけれども、提出する際の担当者の不注意及び担当者の認識が不十分だったということなんですけれども、どのような形のチェック体制で今まで提出していて、それで今回チェックを徹底し再発防止ということなんですけれども、どのような体制にして再発を防ぐのかというのをもうちょっと教えていただければと、詳しくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君）　今までは担当者がその書類をつくりまして、課内で決裁回しまして、町長まで決裁を回すんですけれども、その内容がかなり複雑、多岐にわたっていますので、正直申し上げますと担当者しかその内容を把握していなかったというふうなことが現状でございます。それで、決裁が回ってきて、書類は見るんですけれども、果たしてこの書類が本当に足りないのか、そういったチェック体制が今までなっていませんでした。今後は、複数の職員でその内容を把握すると。それから、提出書類のチェックも複数の職員でやると。ですから、今まで一人に任せておいた体制を、今回は二人以上にするというふうな万全の体制を敷きたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田眞悦君）　柳田議員。

○４番（柳田政喜君）　基本的に担当者が変わった場合もそういう引き継ぎというのは大変難しいと思いますし、なかなか一人の者が責任を全部チェックするといっても、必ずこういうことが起きると思うんですよ。だから、当然、前年度の提出書類を参照して、前年度と内容が変わってなければ、同じ書類があるかというのを確認して提出するのが一般的だと思うんですけれども、東日本大震災に関するものであれば前年度もあったはずなんですけれども、何で前年度あったものが、今年度は抜けるんですか。

○議長（吉田眞悦君）　町民生活課課長補佐。

○町民生活課課長補佐（相澤　環君）　今、御指摘のとおり、前の年度との確認をして書類を作成していたことに、そのようにするというところでやっておりましたけれども、この東日本大震災による財政負担増というのは、大きい金額としてはこちらに挙げております「財政負担増があること」ということで１億１,４９４万２,０００円、ことしでしたらばそのような医療給付費の負担増のところがあるんですけれども、もう一つ、被保険者の一部負担金の免除というものがありまして、その二つの項目についてそれぞれ、細かいことでいうとあれなんですけれども、書類を１枚ずつ出すことになっております。

それで、去年とことしの、この今回原因になったものについては同じ名前の書類なんですけれども、もう一つの一部負担金免除のほうの書類について、去年とことしが変わりました。それで、今回のこの事故になったものの様式というのが、ＡＰ－３という様式のもの、１枚ものなんですけれども、それは平成２７年度も平成２８年度も変わりはありません、呼び名も。被保険者の一部負担金の免除、お医者さんにかかったときの免除の関係の特別調整交付金のものにつきましては、平成２７年度だと出す書類の名前が様式２２というのだったんですけれども、平成２８年度がＡＰ－２というのに変わったんです。それで、こちら大変私のミスで申しわけないん

ですが、そのAP-2というのとAP-3というのが混同してしまいまして、それでAP-2というほうは提出したんですけれども、AP-3は提出しないでしまったというのが原因です。ですが、本当でしたらば前の年度と確認をして、1枚ずつそれぞれ確認すべきところだったのですが、AP-2、AP-3を混同して1枚というふうに考えてしまったものですから、そこで提出をしないでしまいました。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 書類の変更もあったということでしょうけれども、やっぱり当然、職員の方も配置がえ、担当変わるわけですよね。きちっとしたある程度のマニュアルですよね。済みません、チェックに関するマニュアルもきちっとつくっていかないと、今後もこういうことが発生すると思うんですよ。複数の職員が内容を把握して書類のチェックを徹底するといいますが、それでどこまでカバーできるのか。先ほど言ったとおり、専門的な知識が必要でしょうし、全員が同じ知識を得ることはかなりハードルが高いと思うんですね。だから、やっぱりその辺はちゃんとしたマニュアルをつくったりとか、前年度との比較を徹底したりして、今後の再発防止をきちっとしてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 議員おっしゃるとおり、マニュアルというのは大変重要なものだというふうに認識してございます。早速マニュアルを作成して、今後このような事故が発生しないように万全を期したいというふうに考えてございます。（「お願いします」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） ほかに。橋本四郎議員。

○10番（橋本四郎君） お聞きしますけれども、これは国民健康保険の特別給付みたいになるわけですね。結局、災害が起きたという体制、通常のと違って。その前に、職員の配置というのは、一般の正常な状態での職員の配置でしょう、この担当者は。災害が起きたら、災害のふえてくる作業量、それを補充する職員の配置というのはいないですか、職員の。国民健康保険だけだったらそれで間に合うと。ただ災害問題なら、零コンマ1ふやすとか、一人ふやすとかって、そういうことはないんですか。

○議長（吉田眞悦君） 職員の配置をということですね。

○10番（橋本四郎君） 仕事量ふえたのにそのままにしておいて、仕事失敗したって当然ってことなんですよ。失敗する可能性も出てくるから、失敗しないように要員の配置というのが必要なんでしょう。職員の配置どうやって決めるの。町長決めるの。それはどうやって決めるんだ。何だ、どういうふうに仕事量決めるんです。だから、失敗したことは失敗したことだ。ただ、

起きるべくして起きたような状態ではないのかなと感じるんですよ。一人でできない仕事を、二人分のやつ一人でさせたらあれでしょう、ほかの問題が出てくる。だから、そういう職員の配置も考えながら、なぜ失敗したかっていうことの検証をしていかなければ、問題的には解決にならないでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 確かに東日本大震災からこのような形で職員の事務量、非常に多くなったと、そういうふうな思いをいたしております。今、橋本議員に言われまして、初めてそういうふうな面もあるのかなと思います。そういう中で、私は正直そういう細かい部分を、細部の部分についてはわかりませんが、どの程度職員の負担になっているのかどうか、それが負担増によりこのようなミスが出たのかどうか、それらも含めて担当課でしっかりとこれをもう一回再確認をして、もしそういうふうな、常々いろんなところでそういう東日本大震災の負担があれば、当然、人員配置なりそういうふうな考えも成り立たなければいけないなと思っておりますので、そういう意味では改めてそういうふうな部分も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 意見でございますけれども、私も医者にかかっている。1億1,000万円というのは大体1万人以上、件数1万件以上の診察、医療費が来ると言うんですよ。だから大変な量なんです。その量をやるために今までの職員だけでは私は無理なんではないのかと。だとすれば、これが軌道に乗ってしていけるまでは、やっぱり職員の配置というのはきちっとしていかなければ、失敗したから考えるんじゃなくて、失敗しないようにさせるために町長のほうでもって要員配置というのを、権限なんですから。例えば、今回だって町長の決裁をしたわけでしょう。町長、何で判こついたんですか。わかんないけれども判こついたんですか。あてにならない判こだ。あてにならない判こつかなくていいように、一生懸命配置をしっかりとしてください。意見ですので、終わります。

○町長（相澤清一君） はい、わかりました。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 平成28年度分だけだということでよろしいわけですね。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） はい、平成28年度分だけでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7 番（大橋昭太郎君） それから、この特別調整交付金の中に、例えば結核・精神疾病にかかわる部分の特別調整交付金の部分があると思うんですが、それらは美里町においては対象となっておりませんか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 美里町では対象とはなっておりません。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7 番（大橋昭太郎君） それと、この特別調整交付金は災害にかかわるもの 1 本だということによろしいんですね。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 全部で31項目があるんですけれども、私のほうで該当になっているものは、まず非自発的退職、本人の希望にはなくて、例えば倒産とか首切り、そういった状況で退職した場合、国保の軽減しているんですけれども、その費用をこの調整交付金で見ますよというふうな内容でございます。それから、後発医薬品、ジェネリック医薬品の普及の啓発、その経費もこの調整交付金で見ますよと。それから、先ほど言いました医療費の一部負担免除、それは平成28年の1月、2月、3月、3月分だけは今回平成28年度で調整交付金で交付になると。それから、あと制度改正によってシステム改修した場合、そういった場合もその経費が交付になるというふうなことで、全部で31項目あります。それで、うちのほうに該当するのが7項目でございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7 番（大橋昭太郎君） ですから、今回の部分は、その特別調整交付金の部分は、震災にかかわる分だけですかということなんです。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 1 億1,494万2,000円は、東日本大震災によるその分だけでございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7 番（大橋昭太郎君） その金額はそうですけれども、今言った7項目のうちの特別調整交付金の部分は申請したということですか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） そのほかの項目は漏れなく申請してございます。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。よろしいですか。櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 真ん中ら辺に、「東日本大震災による財政負担増があること」に当町が該当するにもかかわらずということですから、担当課としては、その当初該当するということがわかっていたんでしょうか、わかっていないんでしょうか。どちらなんですか。（「震災に該当するものなのかね、前年度はちゃんと申請してんだからわかってるでしょう」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） この部分、「東日本大震災による財政負担増があること」というのは平成27年度も該当しておりました。それで、申請してその分の調整交付金、交付されてございます。ですから、平成28年度についてもこの分は認識してはございました。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 該当するということはわかっていたんですね。（「はい」の声あり）でも申請しなかったと、こういうことでいいんですか。（「はい」の声あり）わかりました。

それから、3月8日、県から最終チェックで美里町から出ておりませんよということが来ているわけでしょう、3月8日に。その後、どのような処遇というか処理をなされましたか。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 3月8日に県の国保指導班のほうから連絡いただきまして、例年この様式提出しているんですけれども、平成28年度は提出しなくてもいいんですかというふうな電話をいただきました。それでうちのほうで再度書類チェックしたんですけれども、この部分が漏れていたと、申請するのに漏れがあったというふうなことが判明しまして、県と協議をいたしました。それで、まず電話での協議だったんですけれども、これから県経由で国のほうに提出して間に合わないんですかというふうなことを協議させていただきました。県のほうから厚生労働省のほうに連絡していただいて、どうしても間に合わない、もう既に全国の分計算していますので、どうしても間に合わないというようなことで、それで再度翌週の月曜日、13日、私と相澤補佐が県のほうに出向いて、再度要請しました。どうしてもこの分お願いしたいんだというふうに要請してまいりました。結局、県から国のほうに再度連絡していただいて調整したんですけれども、どうしてもだめだというふうな結果でございます。（「はいありがとう」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） それでは、ちなみに平成27年度はどのぐらいの額が交付されていますか。

○議長（吉田眞悦君） 震災に係る分のだけでいいんですね、平成27年。

○町民生活課長（後藤康博君） 特別調整交付金の額を最初申し上げたいんですけれども、よろ

しいですか。

○議長（吉田眞悦君） 平成27年度のね。

○6番（櫻井功紀君） 全額でなく、この今回漏れた部分のやつの平成27年度分は何ぼだということを知っているんです。

○議長（吉田眞悦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（後藤康博君） 今回申請漏れがあった平成27年の金額ですけれども、1億4,367万8,000円でございます。それで、参考までに申し上げますと、この金額の8割が平成28年度で調整交付金として交付になる金額でございます。ちょうど8割分でございます。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） では最後に、町長にお尋ねしたいと思います。

やっぱりこの事務執行の手続ミス、公務員としてあるまじき行為、失態だよな。これの町長として責任の責めはどのようにとられるのか。

○議長（吉田眞悦君） 町長。

○町長（相澤清一君） 非常に重く受けとめております。そういう中で、今後、町長、副町長含めいろいろな担当課も含めまして、この処置を大きな問題、課題としっかりと考えておりますので、そういう意味で改めて私たちの責任の所在をしっかりとしたいと、そのように考えております。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。ほかに。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、ちょっと最後に私から。

たまたま今回はこの全協の中での、国保関係の部分ということで、特別調整交付金に関係なんです。ただ執行側として、県とか国に対してのいろんな書類のやりとり、当然どこの課にもあるわけなので、この町民生活課にかかわらず、とにかくきちっとした再発防止のチェック体制を全課にきちっと共通認識を持ってもらうということをお願いしたいと思います。

以上です。

では、1点目につきましては以上ということにさせていただきます。

ではちょっと入れかえますので、暫時休憩をいたします。（「来てたんでしょ」の声あり）5分、じゃあ2時15分再開。

午後2時10分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（吉田眞悦君） それでは、再開いたします。

次に、2番目の、小牛田中学校における器物損傷についてに入ります。

まず、日野総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（日野 剛君） それでは、2点目の説明員を紹介いたします。

教育長、佐々木賢治です。

○教育長（佐々木賢治君） いつもお世話さまです。よろしくお願いします。

○総務課課長補佐（日野 剛君） 教育次長兼教育総務課長、須田政好です。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） よろしくお願いします。

○総務課課長補佐（日野 剛君） 以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） それでは、教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 皆さん、改めてこんにちは。いつも大変お世話さまです。

それでは、4月14日の新聞で報道ありました小牛田中学校の件につきまして、その経過等を御説明申し上げたいと思います。

お手元に資料が行っていると思いますけれども、4月12日の放課後、4時15分ころに、そこを書いてあるとおり、小牛田中学校の1階の女子トイレ、そして2階の西側の女子トイレでトイレットペーパーに火をつけるという、いたずらだとは思いますが、そういったことがありました。

それで、4時15分ごろ、部活動の時間帯でありまして、1階の廊下を歩いていた教員が焦げ臭いようなにおい、異臭に気づき、すぐ職員室に行き、教頭等に報告をし、五、六人で校舎内を巡視をしました。その結果、1階の女子トイレ内で焼け焦げたトイレットペーパーを発見し、さらに2階の西側の女子トイレにもトイレットペーパーの燃え跡が、そういうことが4月12日にありました。

そして、その日夕方に関係で、一応職員で打ち合わせをして、こういったことがあったということを確認し、翌日を迎え、普通どおり学校をスタートしたわけではありますが、朝7時40分ごろ、2階の廊下、手元に見取り図が行っていると思いますけれども、2階の……、失礼しました、（「来てないよ」の声あり）見取り図、行っていません。私の間違いでした。2階の3年生の部屋の前にある、いわゆる雑巾がけにかけてあった雑巾の1枚に焦げ跡があるということを見つけました。

そして、8時20分ごろ、小牛田中学校の教頭から教育委員会にこういうことがありましたという連絡があり、教育委員会ではすぐ青少年教育相談員を学校のほうに出向かせ、確認を行わ

せたところであります。

そして、8時40分ごろ、学校では全校集会、前日は見つただけであって集会等を開いておりません。見つけた次の日、13日、全校集会を開いて、全生徒にこのことを伝え、大変危険な行為であると。火災に至らないことでよかったという、いいという表現はしませんが、それにも及ぶ大変危険な行為であると、子供たちに指導したようであります。このことについて、何か知っていることがあったら情報を学級担任等に申し出るようにと、あと、紙に書かせて調べたということも聞いています。

それから、10時ごろ、小牛田中学校には昨年からスクールサポーター、これ警察のOBと教員で編制している学校での問題行動に対する対応、非行防止対策等でそれぞれ要請のあった学校、もちろんこれ教育委員会でも認めているわけでありましたが、そういった方々と相談の上、遠田警察署、常に警察署と小牛田中学校、いろいろ連絡を取り合ってやっておることもありまして、こういったいたずら行為があったということを相談といいますか、そういった形で連絡してあります。被害届を出すとかそういったことではなくて、こういうことがあったということを遠田署のほうに連絡したところ、11時20分ごろに署員が来校し、現場検証を行ったと。

実際の損傷の状態なんですけれども、1階の女子トイレのトイレトペーパーですね、ホルダーにつけられたものの側面ですか、横からつけたと思うんですが、そんなにまだ使われていない状況のトイレトペーパーでありまして、側面の部分が黒く焦げておったと。それから、2階の女子トイレのトイレトペーパーにつきましては、トイレトペーパーが下のほうに20センチから30センチぐらい下がっていた、それを鉄製のものですかね、ふたがあるわけですが、そのふたで押さえられている部分まで、下から火をつけた関係で燃えて、その焼け跡が落ちていて、上はそのまま切れた状態だと。トイレトペーパー、上にあるトイレトペーパーそのものには火は延焼はしなかったようであります。あと（3）番目、2階の廊下の雑巾がけにかけてあった雑巾、先ほど申し上げたとおりであります。

それで、3点目の保護者への対応ですが、4月14日に報道がありまして、14日はいろいろ学校で生徒への指導と、それからそういった情報収集に努めたようであります。14日の夕刻にPTA会長等々にこういった内容をお話しし、翌日PTA総会が予定されておりまして、この件について保護者全員、全員というか来た保護者ですね、全員の方に説明をして、再発防止と生徒の今後のことについてお話をしました。保護者のほうから特別に、特に質問とか意見等はなかったようであります。

それで、あと教育委員会からの主な指示事項としましては、とにかく再発防止に向けて全職

員による生徒指導、生徒理解、あるいは校内巡視等を徹底して行うように校長のほうに指示しました。これは放課後ですので、夜間とか休日ではありませんので、明らかに生徒のいたずら行為であろうと。外部から侵入してそういった行為を行うということは考えられませんので、やはりこれは生徒に、警察のほうでも検証というのは、外部から来たのかどうかその辺を確認に来たと思いますが、これは明らかに生徒であるということで、とにかく生徒理解、生徒の心の状態、ストレス、いろいろやっぱり中学生期になりますとあります。友達のこと、学習のこと、家庭のこと、あるいは学校の中でもいろんな先生方とのストレスがいっぱいたまって、こういった行為に走る生徒もいないとは限らないので、その辺、子供たちの心の状態をよく理解して、何か情報を、子供から私がいたずらしてしまいましたという申し出があれば物すごく対応しやすいんですけども、そこにはまだ至っていないようでありまして、ですからそういった生徒理解をさらに強化してもらい、生徒との信頼関係を構築しながら、校内巡視を今まで以上に強化してやってほしいということをお話ししました。

それから2点目として、そこにも書きましたが、出火原因の調査、いろいろ聞き取りとか、子供からの情報とか調査をしますが、これ十分慎重にやってほしいと。それが子供のさらに心を傷つけてとんでもない方向に行ったり、何で私を疑うのとか、そうなったらこれまた大変ですので、一番いいのは、先ほども申し上げましたが、生徒のほうから私が間違っただけでしたというんであれば物すごい指導もやりやすいんですが、いわゆる犯人捜しじゃなくて、やはりこういったことはだめなんだということをお子供たちに指導をしながら、再発防止、そしてその子供に気づかせる、今後の学校生活まだまだありますので、そういった視点で注意深く見守りながら指導していただきたいという話をいたしました。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） いいですね。じゃあ、小牛田中学校における器物損傷について、経過等説明をしていただきました。何か確認しておきたいことでもあれば。（「ちょっと一つ」の声あり）橋本四郎議員。

○10番（橋本四郎君） 教育委員会が関係の官庁と話しながら、再発防止の話は恐らく当然しているんだと思います。ただ、私子供のころ、火遊びしてね、親とかに怒られたことあるけれども、ただ、こういうふうな公共物あるいは他人のものに火をつけるという、その結果がどういふことになるかということをお子供たちに理解してもらわなくちゃならないですよ。

中学校の2年生以上になると、刑法の責を受けるはずなんです。少年法の責を受けますけれども、刑法から見ると刑法上の責を負いますよっていうことになる。だから、当然大人と同

じような処罰を受けるんだよ、その場合に皆さん方どうなるかっていうことも考えてほしいということで、これは教育上の問題として、刑法に反すること、あるいはそのことによって惨めになる人もあるよと、そういうことを含めて自分の人生が惨めになるんだと。

きょう、たまたまテレビに出ていた六十何歳だかの女の人が、2億円だかごまかして金を集めて、結果的には捕まって怒られてしまったけれども、これは軽い方ですよはっきり言ったら。人を殺すんじゃないから。一番重いのは国家転覆です。二番目は（聴取不能）、三番目が放火なの。こういう重い状態を、子供としては簡単にやるんだろうけれども、それでは大変なことになるんだよと、これは学校の中で教えるべきだと思うんです。

ただ、聞いてみると、少なくとも女子の関係だけれども、やっぱり女性の方にある程度関係あるのかなという感じするんですけれども。全体的に子供に対して、そういう刑法犯に触れることは自分の人生を含めて惨めにすることを、私は学校の中で教えてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 何点か確認させてもらいます。

まず、1番の経過の中の（2）番の①なんですけれども、雑巾1枚焦げた跡があったということなんですけれども、これは前日についていたものと思ってよろしいですね。それを見つけれなかったということですか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 状態から見て、前日にいたずらされたというふうに学校のほうでも判断しているようです。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 途中でこういうことがあったということでいろいろ対応したと思うんですけれども、今対応したことは聞いたんですけれども、私が小さいときなんかは、校舎内にはそういう火の手のものというのは至る所にあったと思うんですね。昔はストーブだったり、理科実験室だってあるわけなんですけれども、そういう学校にある備品は利用されていたかどうかというのを確認してます。（「学校の備品」「それを持ち込んだんだか」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 状況を見ますと、マッチではないようであります。マッチ棒が落ちていない、多分ライターでいたずらしたのかなと。学校でそういったものを、理科室から持っていくとかそういうことは考えられないという、ですから子供がうちから持ってきていたずら

したんではないかなと。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 要は学校の備品は確認してないし、それをきちっと厳重に管理していたってということも確認していないと思いますけれども。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） そこまでは。要するに、ライター、ほかのところに火の跡はないのかという、いたずら、備品関係ですね。（「学校が備えつけてあるものを使ったんでねかという」の声あり）それは、学校の火がつくような道具、全て見たわけではないとは思いますが、ふだんそういうこと余りありませんので。（「それを確認したんですかと」の声あり）確認は、そこまでは私自身確認しておりません。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） 確認していないって、それは普通は学校としてそういう火の発生するものに関してはきちっとした管理をして、担当の先生がそれを確認、管理をしていて、そういうことがあった場合、それが利用されていないか確認するのが普通一般的だと思うんですよ。それが当たり前だと思うんですね。それを確認もせずに、生徒が持ち込んだらうでいいのかなと。そういうものがあるのかどうなのか、管理しているのかどうなのかを確認したいです。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 理科の実験で着火するときのアルコールランプとかマッチ類はあるかも、私自身確認はしていませんが、その辺、じゃあなおさら確認したいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 柳田議員。

○4番（柳田政喜君） そういうものはちゃんと担当課の先生がきちっと管理して、そういうものを子供たちがいたずらできない状況にしてもらわないと、それを利用した場合、学校の責任もあると思うんですけれども。

それで、実際、今回女子トイレのトイレトペーパーということなので、もしかすると女の子の可能性も高いのかなというふうに思いますし、よく私たちの世代だと中学生でたばこを吸う子がライターを持っているとかよくあることですけれども、ライターをなかなか持ってくるということは考えにくいですし、私自身じゃないですけれども、にしても、だからそういう持ち込まれたっていうふうに考えるのが、やっぱり先生たちもそういう部分をきちっと律して、その上で指導してもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。鈴木宏通議員。

○9 番（鈴木宏通君） 保護者への対応について確認をいたします。

13日にいろいろ経過がありまして、15日に一応保護者の方にPTA総会。14日のこの間に、例えば生徒を通じたり、保護者の方々の書類でのいろいろお知らせ等というのはなかったかということをもまず一つ確認したいのと、（「一つだよ」の声あり）一つ、はい。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 14日につきましては、プリント等でお知らせはしておりません。

○議長（吉田眞悦君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木宏通君） 15日に総会に来た方だけにしか報告をしていないのかどうかということをも再確認いたします。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 確かに今御指摘あったように、総会に来た方々だけで、来られない方々にはどういうふうにして周知、連絡したか、もし、していないのであれば、すぐするように確認させていただきます。そこまで、済みません、確認とりませんでした。

○議長（吉田眞悦君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木宏通君） ぜひその辺確認をしていただきたいと思います。

もう一点ですが、スクールサポーター、昨年度からということで中学校に派遣されていると。一応は、昨年度から何かいろいろ問題があったのかどうかというのは、教育委員会でその点、サポーターとしてこの県警から派遣されている方を派遣しているということですから、その点の部分でいろいろ中学校としての何か問題があったのかどうかを確認しているか、それだけでいいです。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 男子生徒の一部で、やはり問題行動を起こす生徒がいました。それで、家庭ともしょっちゅう連絡をとり合っているんですが、なかなか改善が見られないということで、そういった制度があるということを保護者に伝えながら、教育委員会を通してやっているところであります。

○議長（吉田眞悦君） ほかに。よろしいですか。櫻井議員。

○6 番（櫻井功紀君） 教育委員会にお伺いをします。

この件については、まだ教育委員会では協議していないんですか。

○議長（吉田眞悦君） 委員会としてね。教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 13日に臨時教育委員会を予定してまして、その前に一応13日に教

育委員の皆様には状況だけ報告してあります。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） ありがとうございます。

じゃあ、今回のこの件については、教育委員会としては器物損傷ということなんですか。私から見ると放火未遂じゃないかなと思うんですよ。先ほど刑法の話出ましたけれどもね、橋本委員から。放火未遂は大変なことになりますよ、これは。昔から言うように、火つけ盗賊ってね、盗みより重いから、放火未遂っていうのは。その辺どのように認識していますか。単なる器物損傷だけなんですか認識は、教育委員会の、いいです。

○議長（吉田眞悦君） いいですか。

○6番（櫻井功紀君） その辺やっぱり協議しなきゃいけないよ、（「はい」の声あり）教育委員会の中で。

それから、このような事案は以前にもあったでしょう。ほかの学校なり同じ中学校で。トイレトペーパー。（「町内でということね」の声あり）そうです、町内で。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 私が教育長になってからは報告はございません。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） たしか私の記憶では、小牛田小学校だか小牛田中学校でこのような似たような案件があったように記憶しているんです。ちょっと調べてみてください。報告があったと思う、これはえらいことだなということで。平成7年、平成7年だと20年前か。頼んでおくから、トイレトペーパーの、それを調べててください。

それから最後、この事案に対しては別に被害届とかそういうのは出さない、出してはいないんでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） はい、出していません。被害届は出しておりません。

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員。

○6番（櫻井功紀君） 私、外部からじゃないと思いますよ。これは内部。以上。

○議長（吉田眞悦君） では、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、2点目の小牛田中学校における器物損傷については以上ということでお願いします。

それでは、暫時休憩をいたします。あと、議員の皆さんいろいろ連絡事項ありますので、再開は2時45分といたします。

午後2時37分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

それでは、いろいろ連絡事項に入ります。

まず最初に、皆さんも御存じかとは思いますが、正式に全員おそろいですので、新しく事務局入りしました高橋秀彰さんを御紹介いたします。局長から紹介してもらって。

○事務局長（吉田 泉君） では、4月1日に異動になりました高橋秀彰さんでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○主事（高橋秀彰君） 高橋秀彰と申します。役場に入って3年目になりまして、前2年は健康福祉課で障害福祉を担当しておりました。（「お世話になりました」の声あり）このたび異動になって、まだわからないことだらけではございますが、勉強していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（吉田眞悦君） 櫻井議員さんの近くなの。

○主事（高橋秀彰君） はい、同じ素山でして、お世話になっております。

○6番（櫻井功紀君） おふくろが大変お世話になりました、ありがとうございました。

○議長（吉田眞悦君） それで、あと、あしたの、後でまたお話ししますが、あした歓迎会ということでよろしくお願ひします。

○事務局長（吉田 泉君） あと委員会のほう、高橋次長のほうは今までどおり教育民生と第2分科会ということで、引き続きお願ひしたいと思ひます。

あと、高橋主事のほうは、総務の常任委員会に入ってくださいます。

○主事（高橋秀彰君） よろしくお願ひします。

○事務局長（吉田 泉君） 第1分科会のほうは終わっていたかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。あとは、ないかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。（「よろしいです」の声あり）

次に、事務連絡に入らせていただきます。

今お手元のほうに、4月1日付、執行部側のほうの議場の配置図と、あと例規の改正の加除の分ですね、こちらのほうを配付させていただきましたので、例規の加除のほうをお願ひしたいと思ひます。

続きまして、きょう小委員会が開催されまして、次回の特別委員会の前振りでございますが、

5月22日、月曜日、9時半、議員控室で開催予定でございます。あらかじめ前振りさせていただきます。（「特別委員会」の声あり）特別委員会です。（「議題は何なの」の声あり）

議題は、これまで特別委員会で取り組んできました取り組み項目の確認作業になります。（「活性化の今までの取り組み項目の最終年度ですので」「何時から」「9時半」の声あり）9時半、議員控室でお願いいたします。（「議員控室」の声あり）

では続きまして、4月21日、大崎生涯学習センターの視察のほうでございますね。こちら庁舎、1時15分に出発しますので、よろしくお願ひしたいと思います。（「21、了解」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 皆さん4月の21日ね、パレットのほうで議員派遣とっていますのでね、全員、よろしいですね。（「はい」の声あり）

○事務局長（吉田 泉君） よろしくお願ひいたします。

次に、5月17日、18日ということで、会津美里町議会のほうの視察の関係でございます。（「会津美里町」の声あり）5月17日、18日ということで前にも御連絡させていただいているところですが、今、最終調整をしているところですが、5月18日は町内をフリーで視察するというところでございましたので、実質的には5月17日のみになります。もし18日何かあれば、事務局のほうで対応させていただきたいと思います。もし何かあればですね。基本的には17日。

予定といたしましては、正午に南郷庁舎のほうに来ていただきまして、その後、野の風のほうで昼食をとりまして、その後、花野果市場とハニーローズなんごうのほうを視察させていただきます。その後、4時過ぎになりますが、こちらの庁舎のほうで意見交換のほうをさせていただきまして、それが終わり次第、友栄会館のほうで懇親会という予定になっておりますので、あとは詳細ですね、もうちょっと近くなりまして詰まりましたら連絡をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田眞悦君） 後で日程表出しますから、行程表ね。

○事務局長（吉田 泉君） 出します。

次に、県北議長会の行事関係でございます。議員研修会・交流会につきましては、役員会のほうで11月中旬を予定していたところですが、南三陸町の初議会の議事の日程の関係で、なかなかちょっと見えないところもございます、例年近くになりますが、10月の第1週で今、調整をとらせてもらう予定になっております。決まり次第、あと連絡はさせていただきます。10月の2日から6日の週ですね。こちらで調整をとる予定をしております。（「県北議長会、涌谷でしょう」の声あり）県北議長会、今回は涌谷町が会場になります。

○議長（吉田眞悦君） 南三陸町の選挙になる前にということです。

○事務局長（吉田 泉君） 続きまして、平成29年度から、月刊誌になりますがガバナンス、こちらを1年間通して一応とらせていただくことになりましたので、そちらのほうを後ろのほうに、バックナンバーもずっといただきましたので、3カ月分。後ろにございますので、見ていただきたいと思います。

続きまして、クールビズの関係でございます。クールビズは、今年度は5月1日から10月31日と。（「5月1日」の声あり）5月1日から執行部のほうで、（「もうすぐですね」の声あり）大分長い期間になりますが。（「10月31日」「10月いっぱい」「去年と同じです、例年どおり」の声あり）

続きまして、明日になりますが、歓迎会と、あと今回は議会だよりの歓送迎会合同ということになっております。上野屋で午後6時ということになっているんですが、最終の出欠の確認をとらせていただきたいと思います。（「全員だろ」「全員」の声あり）全員でよろしいですか。

○議長（吉田眞悦君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

○事務局長（吉田 泉君） わかりました。（「局長、前の次長さん来るの」の声あり）来ます。（「はい」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 議会だよりの歓送迎会、同時開催ということで。

○事務局長（吉田 泉君） あと、3月24日に受賞祝賀会と職員の送別会ということで、3月24日に行わせていただきました。そちらの会計の報告になりますが、1人4,163円を議員積み立てのほうから引き落としをさせていただいております。（「はい了解です」の声あり）その報告でございました。

あと、次になります。議員互助のほうですが、前に加入者の関係を確認させていただきまして、1人1万5,000円ずつということで議員積み立てのほうから引き落としさせていただきまして、更新の手続は終わっております。本日、加入をしていない方につきましては、返金させていただきますので、あと事務局のほうにちょっと寄っていただきまして、お受けとりいただきたいと思います。（「わかりますよね誰々って」「わかります」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） あと、これからいろんな、本会議のみならずいろんな会議が当然行われます。それで、今まで特別委員会の関係、特に分科会とかね、そういった関係なんかは鈴木さんに会議録を調製していただいていたと。それで、声を聞くと、委員長さんから誰それ委員って言われなくとも、まずある程度のことは鈴木さんがわかって、誰が言ったんだっていうのを、会議録つくられたんですが、まず今の段階は鈴木さんはもう別なところということで、調

製を委託しなきゃいけないという部分が非常に多く出ます。それで、今後の会議の進め方、特に配分をしていただく委員長さん特にであります、必ずお互いに委員長の指示のもとに発言をするということで、それであと執行側も誰それ課長ということで、執行部も入る場合もありますので、めり張りのある委員会にしていいただきたいということです、それで会議録、ちょっと誰が見るんだかわかりませんから、委託する場合。そういうことですので、委員長さん中心になって、各それぞれの委員会でそれをきっちり守ってやるというふうにしていいただきたいということです、よろしくお願いします。

○事務局長（吉田 泉君） 先ほどの返金の関係ですが、こちらにもう御準備させてもらっていましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

あと、例年配付させていただいておりました平成29年度の職員配置図、それが本当はきょうお渡しできればよかったんですけども、まだちょっとできませんということで、でき次第、配付のほうをさせていただきます。

あと、こちらになりますけれども、鈴木さんのほうから皆さんで食べてくださいということ、させていただいておりましたので。（「ごちそうさまです」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） あと、今ちょっと渡しますけれども、議員積み立ての、毎年行っておる議員積み立てのほうの関係、今ちょっとあくまでこれは一つの案ということでのお示しです。

それで、ちょっと説明というか、まずこの件について、今年度で私たち任期最終年ということでありまして、議員積み立てを、皆さんのお金ですけれども、それを積んでいて今までもどっかに旅行してきたということで、今回最後でありますので、それで例年のような時期には到底無理だということで、やはりこの8月、9月会議前には、行くんであればですよ、取り組みをしなくちゃいけないということで、前倒して皆さんに御相談をするわけであります。

それで、議員積み立てにつきましては、夏までに去年からの積み立てで10万円ほど、最終的にはなると、1人当たりですね、それらを原資にしてということで考えました。これあくまで、先ほど言ったように一つの案なので。そして、8月の22日から24日、2泊3日ということで、この時期あたりから、これ以上、8月後半になりますと9月会議の一般質問とか、そういう絡みが出てきます。それで、この時期以外はちょっと無理だろうというような判断で、これは私の勝手な案として設定させていただきました。

それで、行き先については兵庫と徳島ということで、姫路城関係と、あとメーンは、前回、四国に行った経緯もあるんですが、そのときに大塚美術館をスルーしてしまいましたので、ぜ

ひともそこは行ってみたいなという個人的な思いもありまして。その2カ所は何とか入れるという行程で組んでみました。

そして、あと3日目の、これもあくまでこれからの変更は大いに可能なんですけれども、あわじ花さじきについては、これは見なくてもいいですから。逆にせっかく行くんですから、北淡町の阪神・淡路大震災のときの断層か何か、きちっとそこを、震災復興記念館だったかな、そういうのがあるんです。かえってそこを見たほうがいいかなというふうに思っていました。

そして、あともう一つは、仙台空港から伊丹空港にしていますけれども、7月から仙台空港から神戸空港に飛行機が出る。ただ時間が詳しいことちょっとわからないので、もし金銭的な面と時間的な面が合えば、神戸空港におりたほうが早いんでね。ですから、ちょっとその辺は今後まだ検討する余地はあるなというふうに思っています。

それと、これにかかる費用なんですけど、残念ながらこれ議会独自で、どっかの観光会社のパックに乗るわけじゃないんで、どうしても割高になりますので、議員積み立てがちょっと足りないんで、若干負担金を求めなくちゃいけないのかなというふうに思っています。大体13万円ぐらいいは見なくちゃいだろうというふうに思っています。ですから、10万円ぐらい積み立てで何とかなるでしょうけれども、プラス、最終的に幾らになるかはまだわかりませんが、大体13万円ぐらいで見えていますので、そういうことで一応皆さんから、あくまでこれ一つの案ですのね。このとおりするという事ではないので、ただ日にちだけはこの辺だなということです。ですので、もし何か別な案があれば検討はしてみたいと思います。

それで、行き先はまず、一つのこれの案としてですけれども、なるべく今回このメンバーの中では最後ですので、1人でも多く参加をお願いしたいというふうにも思っていますので、日程調整のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それで、ちょうどこの時期っていうのは夏休みの後半なんです。ですから、やはり早いうちに手を打っておかないと、なかなかとれるものもとれなくなるという、どこに行ってもですけども、そういうこともありますので、最終的には来月あたりにもう一度皆さんに確認をさせていただきたいと思いますので、それぞれの日程調整等も含めて、きょうはこういうので考えてますよっていうことで結構ですのでね、あと来月にころ合いを見て、参加できる人、できない人ということで確認をさせていただきたいと思いますので。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあそういうことで、よろしくお願いしたいと思います。

何か行きたいところありますか。（「いいです」の声あり）幾らでも、予算の範囲内で、日程の範囲内で組めますから。よろしいですか。じゃあ、とりあえずこの案で一応皆さんにお伝

えしておきますので。

あと何かある。（「なし」の声あり）では、皆さんのほうから何かあれば。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、副議長。

○副議長（平吹俊雄君） きょうは大変御苦労さまでございました。大分春めいて暖かくなってきましたんですが、当然心も緩んできますので、体調管理等について十分にしていいただきたいと思っております。また、これから5月に入りまして、用水が大分ふえてきますので、子供たちの事故管理に、十二分に注意していただきたいなと思いますので、その辺の目配りをお願いしたいと思います。

本日は大変御苦労さまでした。

午後3時04分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年4月19日

美里町議会議長